



島根県報

令和2年12月15日（火）

号外 第 153 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第742号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町高見465番3地先から同1395番1地先まで	前	A	メートル 10.95～ 35.19	メートル 87.00	県央県土整備事務所 道路改良工事 ダブルウェイ 迂回路設置
			後	A	10.95～ 35.19	87.00	
				B	5.00～ 15.00	134.00	
〃	浜田八重可部線	浜田市後野町698番1地先から同市佐野町イ324番5地先まで	前	A	6.00～ 42.00	4,612.82	浜田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ延伸
				B	16.40～ 73.90	2,691.90	
		浜田市後野町698番1地先から同市佐野町イ337番1地先まで	後	A	6.00～ 52.10	4,722.82	
				B	10.50～ 75.25	4,210.30	
〃	美都澄川線	益田市匹見町澄川イ1879番1地先から同イ1874番1地先まで	前		5.80～ 14.50	160.00	益田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後		6.80～ 35.50	160.00	

島根県告示第743号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町高見465番3地先から同1395番1地先まで	メートル 134.00	令和2年 12月15日	県央県土整備 事務所	
〃	佐野波子停車場線	浜田市佐野町イ333番1地先から同町イ341番1地先まで	112.00	令和2年 12月15日	浜田県土整備 事務所	
〃	浜田八重可部線	浜田市佐野町イ312番1地先から同町イ337番1地先まで	221.00	令和2年 12月15日		